

2011年度離島対策等支援事業 活動計画

1. 離島対策支援事業

2011年度は、以下6つの活動について重点的に取り組む。

1) 市町村の事業計画精度向上への支援

事業費の予算執行率の改善を図るため、2007年度より事業計画策定時に市町村への助言・情報提供を実施して来た。過去3年間でみると事業費の予算執行率は53.8%、50.8%、65.1%と推移しており、改善傾向にはあるものの未だ予算執行率は低い（65市町村は50%未満）。よって、2011年度は、9月の事業計画策定までに各市町村の実績等を検証のうえ、2012年度事業計画について市町村に助言し、計画精度の一層の向上を図る。

2) 中核事業者の育成支援

2008年度より3ヵ年計画で52市町村において事業者の育成に取り組んできた。2010年度までに41市町村にて育成を完了した。

一方で、11市町村が未完了として残っている。当該市町村の申請台数の保有台数比（以下、保有比と言う）は、2010年度実績で平均2.4%と低調であるため、2011年度も育成活動を実施し、保有比が改善するよう市町村と共に育成に取り組む。

具体的には、事業者説明会の開催や事業に関する情報提供を実施する。

3) 手続きの見直し

市町村の事務負担の軽減や出えん業務の期間短縮を図るため、以下4点を検討する。

① 変更手続きの廃止

輸送ルートや海上輸送単価が変更になる度に変更申請書を提出することを定めていたが、実状は変更申請書と申請書を同じタイミングで受領することが多かったため、申請書に変更箇所を明示いただくことで当該手続きを廃止する。

② 提出書類の書式の見直し

法施行前に定めた書式を見直し必要な項目に絞った書式に改訂することで、市町村の事務負担軽減を図る。

③ 事業の需要が殆どない市町村の要請の取り扱いに関する見直し

事業の需要は殆ど無いが万が一に備え形式的に要請をする市町村があるため、事務工数をかけ要請書を作成・提出いただくことを必須としない弾力的な運用を検討する。

④ 書類提出方法の見直し

現在、都道県で取り纏めのうえ提出を受けている要請書・申請書に関し、都道県の事務負担軽減及び取り纏め・提出に係る期間短縮のため、市町村から直接提出を受ける方法を検討する。

4) 実績が大幅に減少した市町村の状況調査

2009 年度まで実績が順調に推移していた市町村のうち、2010 年度に申請台数が 100 台以上減少した 3 市（佐渡市、石垣市、壱岐市）について状況を調査し、必要に応じ適切な支援を行う。

5) 海上輸送費の低減についての提案

島内に解体業者が在りながら、申請の多くが丸車となっている市町村や、複数の船会社が就航しているにも拘らず市場競争がなく海上輸送単価が高止まりしている市町村に対し、効率的な運用を提案する。

6) 小規模離島における事業ニーズ及び認知度の調査

実績のない市町村のうち、事業ニーズが無い・輸送単価が安いとの理由から課題と認識していなかった市町村について、一部で高額な単価により事業が計画されているため、3 市町村を抽出し調査を実施する。

2. 不法投棄等対策支援事業

1) 自治体支援

2011 年度も事業活用を計画する自治体がないため、以下の活動を継続する。

- ① 自治体からの問い合わせ・相談対応（随時）
- ② 2012 年度の事業活用見込み調査の実施（2011. 9）

2) 事業活用促進に関する検討

使用済自動車の適正処理促進事業（環境省）等を踏まえた支援事業活用促進に向けての検討を実施する。